

次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づく 国立大学法人茨城大学行動計画

平成17年 3月30日
役員会決定

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条の規定に基づき、国立大学法人茨城大学に勤務する教職員等が仕事と子育てを両立し、その能力を十分に発揮できるよう雇用環境を整備するため、次のとおり行動計画を策定する。

- 1 計画期間 平成17年 4月 1日から平成21年 3月31日までの 5年間
- 2 基本方針 仕事と子育ての両立に資する既存の制度を有効活用するとともに、教職員等の要望の把握に努め、既存の制度の改善及び新たな制度の創設を検討する。
- 3 内容

（育児休業）

目標 育児休業について実態調査を行い、取得状況を次の水準とする。

男性教職員等……取得率を上げる。（平成14年～平成16年実績 0人）

女性教職員等……取得率を維持し、それ以上の取得率を目指す。（平成14年から平成16年実績 86.7%）

対策

- ・育児休業制度について周知するため、パンフレットを作成し、育児休業対象者に対して、説明会を実施する。
- ・育児休業等規程において、教職員等の育児休業に伴う代替教職員の配置、職務分担の見直し等、育児休業の取得を推進するために大学が適切な措置を講ずる旨の条文を新設する。
- ・育児休業終了後の就業が円滑に行われるよう、ガルーン、電子メール等を用いた情報提供を検討する。また、雇用保険の教育訓練給付金について周知し、育児休業期間中の自主的な研修を促す。

（看護休暇）

目標 看護休暇についての実態調査を行い、取得率を上げる。

対策

- ・看護休暇制度について周知するため、パンフレットを作成し、看護休暇対象者に対し

て、説明会を実施する。

- ・教職員等が看護休暇を取得する際、特段の事情がない限り、証明書等の提出は不要とする。

(年次有給休暇)

目標 計画年休制度を活用し、夏季における業務停止日を設ける。

対策

- 毎年 6月 教授会及び部課長事務長会議において業務停止が可能な日を検討する。
- 毎年 7月 検討結果にもとづき、過半数代表者と労使協定を締結する。

目標 年次有給給休暇の使用日数を原則として 5日以上とする。

対策

- 毎年 6月 個人毎に年次有給休暇使用計画表を作成する。
- 毎年 7月 検討結果に基づき、過半数代表者と労使協定を締結する。

(休暇・休業制度の検討)

目標 教職員等の休暇取得状況、仕事と家庭の両立支援に関する要望を把握し、子どもの保育所及び学校行事への参加のための休暇(仮称:親休暇)制度、子の看護のための休暇制度、育児休業制度等のあり方について検討する。

対策

- ・年次有給休暇取得日数、特別休暇取得日数、時間外労働時間数を 3か月ごとに調査し、調査結果を学内に公表する。
- ・過半数代表委員会、就業規則ワーキンググループ、団体交渉、事前協議会、苦情相談窓口等を活用し、教職員等の要望把握に努め、既存制度の改善、新制度の創設を検討する。
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3年法律第76号)第29条の規定に基づく、職業家庭両立推進者の選任を検討する。

(不利益取り扱いの禁止)

目標 育児休業、子の看護休暇その他仕事と家庭の両立を支援する制度の利用を申し出たこと又は利用したことを理由として、教職員等に対して不利益な取り扱いをしてはならない旨を管理職等に対し周知徹底する。

対策

- ・教授会及び部課長事務長会議において、子育て中の教職員等への両立支援策に基づく諸権利の補償及び権利行使を妨げないようにすることを周知徹底する。